第百十二条第二項第一号ハ中「又は過疎等雇用改善地域」を「、過疎等雇用改善地域又は特定有人国境離島地域等」に改め、「（過疎等雇用改善地域」の下に「及び特定有人国境離島地域等」を、「当該過疎等雇用改善地域」の下に「又は当該特定有人国境離島地域等」を加え、同号ニ中「又は過疎等雇用改善地域」を「、過疎等雇用改善地域又は特定有人国境離島地域等」に改め、同条第四項第二号イ中「（職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第三十五条第二項に規定する新規学卒者をいう。）」を削る。

第百十三条（見出しを含む。）中「通年雇用奨励金」を「通年雇用助成金」に改める。

第百十四条第一項中「第百十条の三第一項第一号」を「第百十条の三第二項第一号イ」に、「通年雇用奨励金」を「通年雇用助成金」に改め、同条第二項中「通年雇用奨励金」を「通年雇用助成金」に「トライアル雇用奨励金」を「一般トライアルコース助成金」に改める。

第百十五条中「女性活躍加速化助成金」を「女性活躍加速化コース助成金」に改め、同条第十四号中「第百三十三条第一項第一号ハ(1)」の下に「から(3)まで」を加え、「同号ハ(2)」を「同号ハ(4)及び(5)」に改め、同条第十六号中「第百十八条第一項及び第四項」を「第百十八条第一項及び第六項」に改め、同条第二十一号を同条第二十二号とし、同条第二十号の次に次の一号を加える。

二十一　事業主に対して、人事評価改善等助成金を支給すること。

第百十六条第一項を次のように改める。

前条第一号の両立支援等助成金として、事業所内保育施設コース助成金、出生時両立支援コース助成金、介護離職防止支援コース助成金、育児休業等支援コース助成金及び再雇用者評価処遇コース助成金を支給するものとする。

第百十六条第二項中「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」を「事業所内保育施設コース助成金」に改め、同条第三項中「出生時両立支援助成金」を「出生時両立支援コース助成金」に改め、同項第一号イ中「及び育児・介護休業法」を「、育児・介護休業法」に改め、「講ずることとされる措置による休業」の下に「及び期間を定めて雇用される者であつて、当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たないものに育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業に準じて労働協約又は就業規則に定めるところにより講ずる措置による休業」を加え、同項第二号イ中「三十万円」を「二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）」に、「六十万円」を「五十七万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、七十二万円）」に改め、同号ロ中「十五万円」を「十四万二千五百円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十八万円）」に改め、同条第四項中「介護離職防止支援助成金」を「介護離職防止支援コース助成金」に改め、同項第二号イ中「四十万円」を「三十八万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、四十八万円）」に、「六十万円」を「五十七万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、七十二万円）」に改め、同号ロ中「二十万円」を「十九万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、二十四万円）」に、「三十万円」を「二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）」に改め、同条第五項中「中小企業両立支援助成金」を「育児休業等支援コース助成金」に改め、同項第一号イ中「復帰させたもの」を「復帰させ、六箇月以上継続して雇用したもの」に改め、同項第二号イ中「であつて原職等復帰措置により原職等に復帰した被保険者が生じたもの」を削り、「五十万円」を「四十七万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、六十万円）」に改め、同号ロ中「三十万円」を「二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）」に改め、同条第六項中「中小企業両立支援助成金」を「育児休業等支援コース助成金」に、「十万円」を「九万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十二万円）」に改め、同条第七項を削り、同条第八項中「中小企業両立支援助成金」を「育児休業等支援コース助成金」に、「三十万円」を「二十八万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、三十六万円）」に改め、同項を同条第七項とし、同条に次の三項を加える。

8　前項に規定する中小企業事業主が、同項に該当する被保険者が育児休業をした期間について、当該被保険者の業務を当該事業所に雇用される他の労働者が円滑に処理するための措置を講じた場合にあつては、当該中小企業事業主に対し、同項に定める額に加え、十九万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、二十四万円）を支給するものとする。

9　再雇用者評価処遇コース助成金は、第一号に該当する事業主に対し、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主

イ　その雇用していた被保険者であつて、妊娠、出産、育児又は介護を理由として離職したものについて、労働協約又は就業規則の定めるところにより、再び雇い入れる措置を実施する事業所の事業主であつて、当該被保険者であつた者を期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れ、六箇月以上継続して雇用したもの

ロ　イの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日（ハにおいて「基準期間」という。）までの間において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主

ハ　イの雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主

ニ　イの雇入れに係る事業所の労働者の離職状況及び当該雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イに該当する被保険者が初めて生じた事業主　十四万二千五百円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十八万円）（中小企業事業主にあつては、十九万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、二十四万円））

ロ　前号イに該当する被保険者が生じた事業主であつて、イに該当しないもの　九万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十二万円）（中小企業事業主にあつては、十四万二千五百円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十八万円））（四人までの支給に限る。）

10　前項第一号に規定する事業主が、同号イに該当する被保険者について、同号に該当することにより再雇用者評価処遇コース助成金の支給を受け、かつ、当該被保険者を期間の定めのない労働契約を締結後一年以上継続して雇用した場合にあつては、当該事業主に対し、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じて当該各号に定める額を支給するものとする。

一　前項第二号イの支給に係る被保険者　十四万二千五百円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十八万円）（中小企業事業主にあつては、十九万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、二十四万円））

二　前項第二号ロの支給に係る被保険者　九万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十二万円）（中小企業事業主にあつては、十四万二千五百円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十八万円））（四人までの支給に限る。）

第百十八条第二項第一号ロ(1)(v)中「次条第一項第一号」を「次条第二項第一号及び第百十八条の三第二項第一号ロ(3)」に改め、同号ハ(1)中「この項」を「この項及び第四項」に改め、同号ハ(2)中「このハ」を「このハ及び第四項」に改め、同項第二号ハ中「二分の一」を「百分の二十五」に、「三百万円」を「百五十万円」に改め、同条第三項中「六十万円」を「五十七万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、七十二万円）」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に、「九十万円」を「八十五万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、百八万円）」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項第一号ハに規定する事業主が、同号ハに該当することにより、職場定着支援助成金の支給を受け、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合にあつては、当該事業主に対し、機器の導入及び運用に要した費用の額の百分の二十（生産性要件に該当する事業主にあつては、百分の三十五）に相当する額（その額が百五十万円を超えるときは、百五十万円）を支給するものとする。

一　導入・運用計画の期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日までの期間における当該機器の導入及び運用に係る事業所における離職者の数を当該導入・運用計画の期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、当該事業所の労働者数に応じて職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。